

社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は、7月10日までです。

本年、7月1日現在の被保険者(6月1日以降の資格取得した人を除く)は、すべて届出の対象となります。ただし、本年4月・5月・6月の3ヶ月を基礎として、月額変更届により、7月から標準報酬が改定される人を除きます。算定基礎届は、同封の返信用封筒で郵送または電子申請してください。

源泉所得税の納付をお忘れなく

～源泉所得税の納期の特例の承認を受けている方へ～

源泉所得税は、原則として徴収した翌月10日が納期限となっています。「源泉所得税の納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者の方は、その年の1月から6月までに給与、退職手当及び税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税については、7月10日(月)が納期限となっています。納期限から遅れて納付した場合、加算税や延滞税がかかることがありますので、忘れずに納付してください。なお、納付する税額がない場合であっても、「所得税徴収高計算書(納付書)」を所轄の税務署に送付、持参又はe-Taxによる送信により提出してください。

労働保険年度更新の手続はお済ですか

労働保険年度更新の申告・納付手続は、7月10日までです。期限に遅れないよう手続しましょう。

マル経融資のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1か月の売上が前年または前々年度の同期と比較して、5%以上減少した事業者には別枠で融資します。

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額 : 2,000万円 コロナ別枠 1,000万円

返済期間 : 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内

基準金利 : 1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ 利子補給制度も適用されます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付の申込期限は、令和5年9月末まで延長されました。

「第30回とよの夏まつり」につきましては、4年ぶりの開催を予定しております。

開催にあたりまして、皆様のお力添えをよろしくお願ひします。当日の運営や協賛金のご協力をしていただける方は、事務局までお気軽にお声かけ下さい。

日時 : 令和5年8月12日(土)17時~21時予定 小雨決行

会場 : 東能勢中学校グラウンド

小規模企業共済制度(経営者の退職金制度)のご案内

事業の廃止、経営を後継者に譲るなど、第一線を引退されたとき、それまでの掛金をもとに共済金が支払われるいわば経営者の退職金制度です。掛金は月額1,000円~70,000円の範囲内で、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。掛金の前納の届出は、10月末が期限となります。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊能町商工会 大阪府豊能郡豊能町余野1008

Tel.072-739-1647

Fax.072-739-2285

Mail:toyono@gold.ocn.ne.jp Web:toyono-sci.com

